許さない!!不正軽油

県北広域本部管内軽油抜取調査実施中

不正軽油は軽油引取税の悪質な脱税行為であるとともに、

環境にも悪い影響を与えます。

不正軽油を一掃するため、本日、県北広域本部管内で 抜取調査を実施しています。

燃料の抜取調査にご協力をお願いします!

不正軽油とは・・・

軽油引取税を免れる目的で、県の承認を受けずに自動車用燃料として販売、 消費される灯油、A重油、またはこれらを混和して増量又は製造された軽油 等の不正な燃料をいいます。

抜取調査とは・・・

灯油、A重油には、識別剤(クマリン)が添加されており、これらが軽油に 混和された場合、容易にチェックできます。これを利用して、採取した燃料 に試薬を加え、紫外線を照射して分析する調査です。

正常な軽油であるかどうかを判定するために必要な時間は、数分間です。 なお、調査を拒否したり妨害した場合、また質問に対して虚偽の回答をした 場合等には、罰則(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が科されるこ とがあります。

軽油引取税の不正をなくすために、熊本県では 軽油の検査を常時行っています。

購入された軽油に不審な点があった場合等には お近くの広域本部にお知らせください。 熊本県県北広域本部課税課

住所:菊池市隈府1272-10

TEL: 0968-25-4327